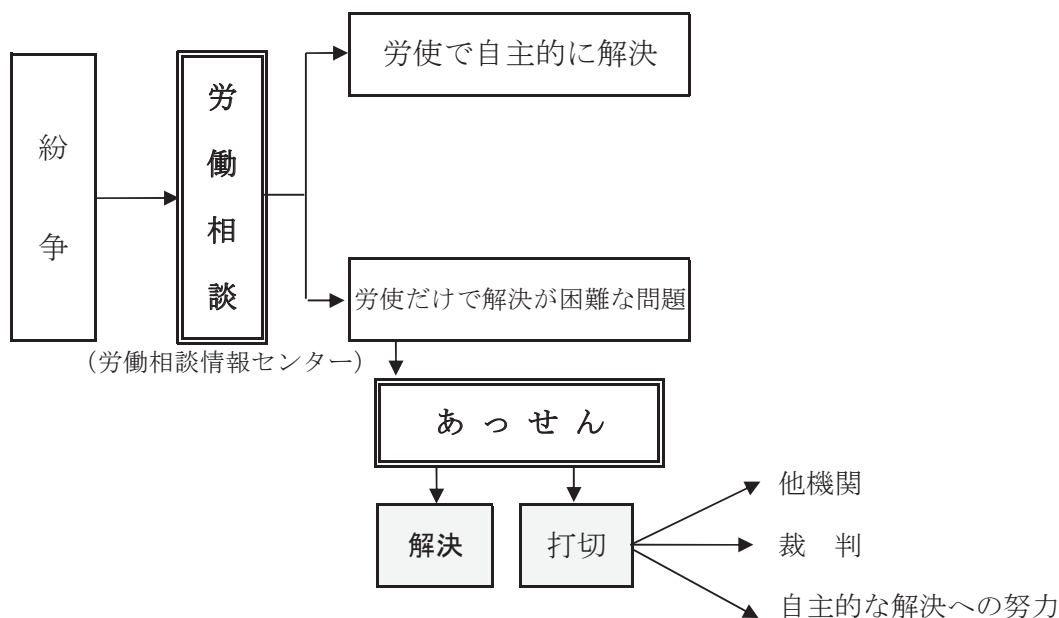


## 1 あっせんの状況

労働相談情報センターが行っている「あっせん」は、労働問題をめぐる労使間のトラブルに係る労働相談を受ける中で、労使だけでは自主的な解決が難しい問題について、労使から調整してほしいとの要請を東京都が受けた場合に、労働相談情報センターが第三者としての中立的立場で労使間の自主的な解決に向けて手助けを行うことをいう。

よって、労働関係調整法に基づき労働委員会が行う「斡旋」とは異なるものである。



### (1) 年間あっせん件数及び解決率

労働相談のうち「あっせん」に移行したものは、326件（前年度比+11.6%）で、そのうち「あっせん」により紛争当事者間の合意ができたのは、235件（解決率72.1%）である。

表24 年度別あっせん件数及び解決率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
あっせん 件数	411件 <i>△7.8%</i>	402件 <i>△2.2%</i>	388件 <i>△3.5%</i>	274件 <i>△29.4%</i>	292件 <i>6.6%</i>	326件 <i>11.6%</i>
解決件数	303件	295件	284件	201件	212件	235件
解決率	73.7%	73.4%	73.2%	73.4%	72.6%	72.1%

斜体文字は対前年度比（%）

(2) あっせんの解決内容及び打切要因

あっせんの解決内容をみると、「金銭」が38.7%で最も多い。  
また、打切要因では、労使双方の「主張不一致」が、全体の78.8%と8割弱を占めている。

表25 解決内容別あっせん解決件数（重複あり）

合 計	金 銭	復 職	休 業	解雇・退職	謝 罪	その他
235件	91件 38.7%	10件 4.3%	10件 4.3%	81件 34.5%	5件 2.1%	87件 37.0%

各欄下段は構成比（%）

※1件のあっせんで複数にわたる項目があるため、構成比の計は100を超える。

表26 打切要因別あっせん打切り件数（重複あり）

合 計	主張不一致	法令無視	連絡不能	その他
85件	67件 78.8%	3件 3.5%	9件 10.6%	11件 12.9%

各欄下段は構成比（%）

※1件のあっせんで複数にわたる項目があるため、構成比の計は100を超える。

(3) 男女別あっせん件数

男女別のあっせん件数は、女性が55.5%である。

表27 男女別あっせん件数

合 計	男 性	女 性
326件	145件 44.5%	181件 55.5%

各欄下段は構成比（%）

(4) 規模別あっせん件数

規模別では、「30人未満」69件（21.2%）と「30～99人」39件（12.0%）を合わせた「100人未満」の企業で33.1%である。

表28 規模別あっせん件数

合 計	30人未満	30～99人	100～299人	300人以上	不 明
326件	69件 21.2%	39件 12.0%	26件 8.0%	62件 19.0%	130件 39.9%

各欄下段は構成比（%）

※項目ごとに四捨五入を行ったため、合計と一致しない場合がある（以下同様）。

(5) 産業別あっせん件数

産業別では、「サービス業（他に分類されないもの）」が95件（29.1%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が66件（20.2%）、「卸売業、小売業」が40件（12.3%）となっている。

表29 産業別あっせん件数

合 計	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
326件	10件 3.1%	24件 7.4%	29件 8.9%	16件 4.9%	40件 12.3%	6件 1.8%	2件 0.6%
	宿泊業、 飲食サービス業	教育、 学習支援	医療、 福祉	サービス業（他に分 類されないもの）		その他	不 明
	18件 5.5%	13件 4.0%	66件 20.2%	95件 29.1%		1件 0.3%	6件 1.8%

各欄下段は構成比（%）

2 あっせんに要した日数

あっせんに要した日数をみると、「10日未満」が25.2%、「10～19日」が18.4%、「20日～29日」が9.5%となっており、概ね4週間以内に案件の5割強が一定の決着をみている。その一方で、91日以上長期案件も11.3%ある。

表30 日数別あっせん件数

合 計	10日未満	10～19日	20～29日	30～39日	40～49日	50～90日	91日以上
326件	82件 25.2%	60件 18.4%	31件 9.5%	42件 12.9%	18件 5.5%	56件 17.2%	37件 11.3%

各欄下段は構成比（%）